

著作権法と障害者サービス

廣田 美和（国立国会図書館関西館）

本日の構成

- 著作権とは？
- それぞれのサービスとの関係
 - 音訳・拡大等
 - 点訳
 - 対面朗読
 - 文字・手話への変換
- 「権利制限規定」が適用できないときは？

著作権法と障害者サービス

1. 著作権とは？

点訳や音訳をする対象は「著作物」

タイトル	資料種別	著作物の種類
志村有弘編. 怪異な話 本町不思議物語.	図書 音声デイジー	小説（言語の著作物）
消費と生活 通巻324号 2015年7・8月	逐刊 音声デイジー	雑誌（記事） （言語の著作物）
ルーク・ハーディング著. 三木俊哉訳. スノーデンファイル 地球上で最も追われている男の真実	図書 音声デイジー	ノンフィクション（言語の著作物）
ダイキン ルームエアコン 取扱説明書 機種名：S22RTES-W S40RTEP-W S28RTEV-W 他	図書 テキストデイジー	取扱説明書（言語の著作物）
〔シネマ・デイジー〕 アナと雪の女王	図書 音声デイジー	映画（映画の著作物）

それでは、著作権とは？

- 著作権：「著作物」を使うときに働く権利。
- 原則として著作者（著作物を作った人）が持っている。

(例外)

- 「職務著作」：作った人が所属する組織が著作者となる場合。
- 著作者が著作権を譲渡したり相続により著作権が移転した場合（この場合の著作権を持つ人のことを「著作権者」といいます）

それでは、著作権とは？（続）

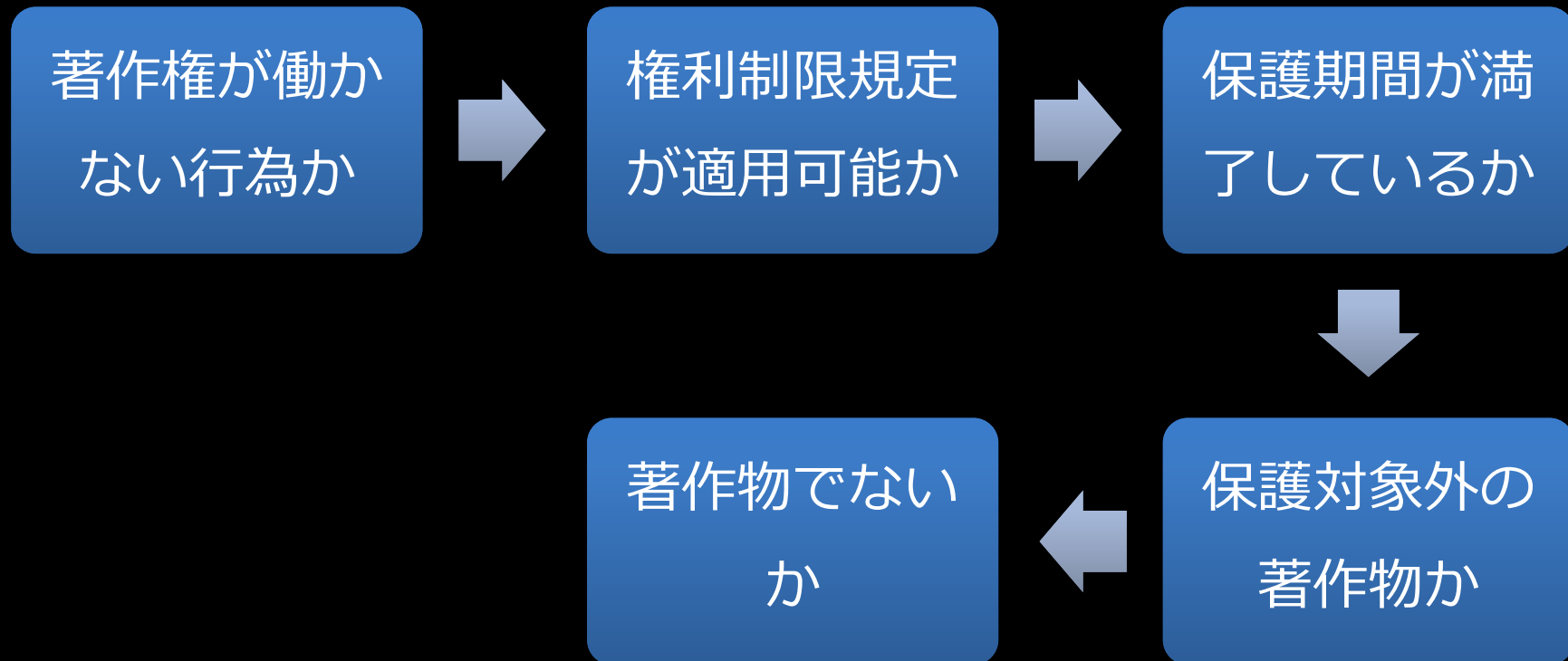
- （あまりピンと来ないかもしれませんが）著作物を使う場合には、著作（権）者から許諾を得なければなりません。
- ただ、例外がいろいろと…。

【主な例外】

1. 特別の定め（「権利制限規定」）がある場合
2. 著作権が切れている（消滅している）場合
3. その他（法令・通達・判決文など）

⇒このため、ほとんどの場合に許諾を得なくてよいようになっています！

許諾が必要かのチェックリスト



どういう場合に著作権が働くか

- 「著作権」は大きく「著作者人格権」と「著作権」に分かれる。
- 著作者人格権

権利の名称	根拠条文	内容
公表権	18条	公表するか否か、公表するタイミングを決定
氏名表示権	19条	名前を出すか、出すならどういう名前にするかを決定
同一性保持権	20条	題号や中身を無断で改変されない。 (やむを得ない場合は除く) ※読み間違いをすると…。⇒きちんとした読みの調査が必要に。

どういう場合に著作権が働くか

- 著作権

権利の名称	条文	具体例
複製権 *	21条	コピー、デジタル化、録音録画など
上演・演奏権 *	22条	レコード再生など
上映権 *	22条の2	DVD・マイクロ資料の閲覧・上映など
公衆送信権 *	23条1項	メール配信、放送、アップロードなど
伝達権	23条2項	街頭テレビ、サウナ・美容室などでの受信
口述権 *	24条	朗読
展示権	25条	(美術・未公表写真の) 展示
頒布権 *	26条	ビデオソフトの貸出、新品販売
譲渡権	26条の2	新品販売
貸与権 *	26条の3	資料の貸出し (ビデオソフトを除く)
翻訳・翻案権 *	27条	和訳、立体化、平面化、要約など

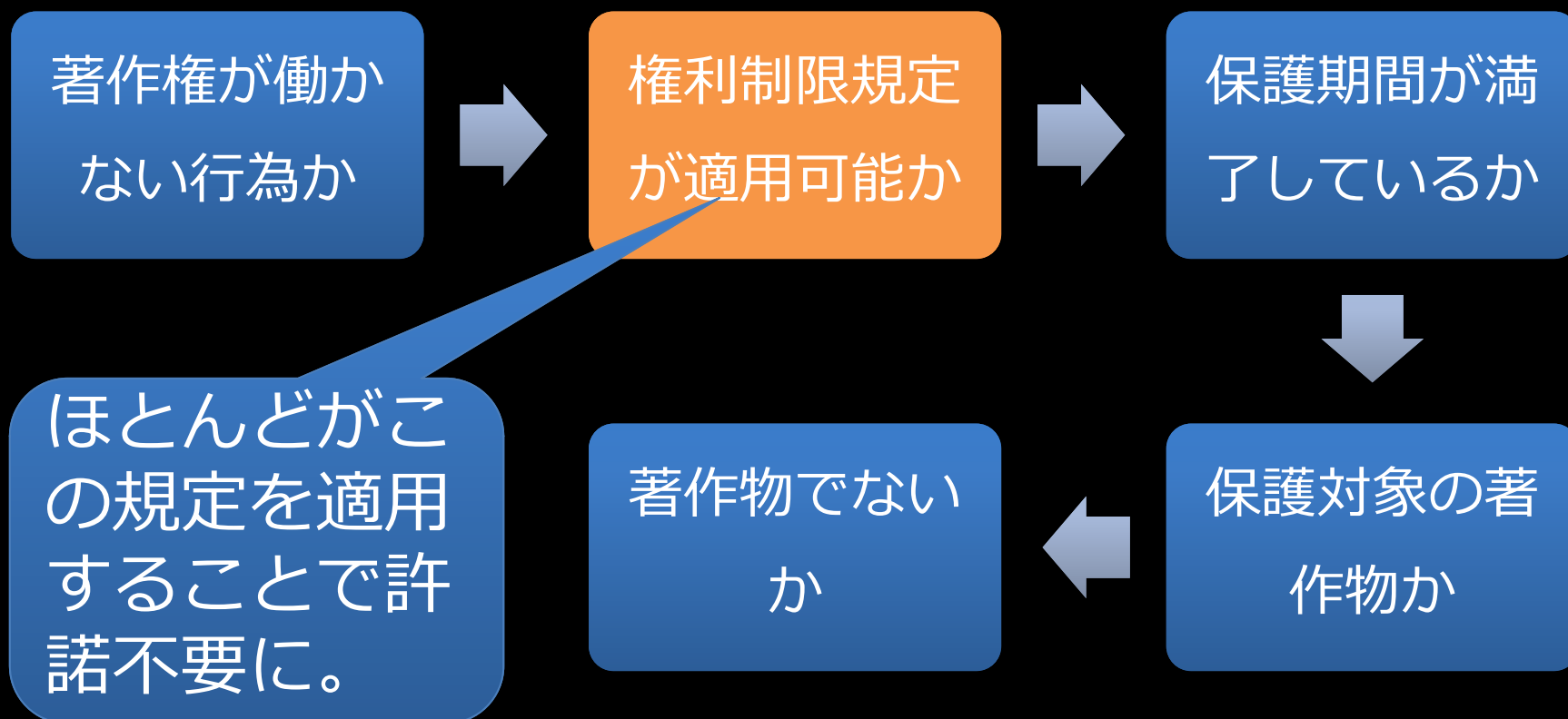
どういう場合に著作権が働くか

- (例) 音訳の場合
 - 音訳 = 「朗読」 (+ 「録音」)
 - 朗読 : 「口述」に該当。「口述権」の対象に。
(とは考えない見解もこの世界では提唱されていますが...)
 - 録音 : 「複製」に該当。「複製権」の対象に。
- * 「同一性保持権」を侵害しないために、正確な読みを行うことが必要。

どういう場合に著作権が働くか

- (例) 音訳したものの利用
 - 再生 = 「口述」に。「口述権」の対象に。
 - ネット配信 = 「複製」 + 「送信可能化」
 - 「送信可能化」：アップロードのこと。
 - メールで送信 = 「公衆送信」
 - ただし、送信対象が特定少数の場合は許諾不要。

それじゃどうして許諾要らないの？



著作権法と障害者サービス

それぞれのサービスとの関係

はじめに

- ここでは、「権利制限規定」について、それぞれのサービスごとにどのように適用されるかについて説明します。
- 「権利制限規定」：一定の条件（公益目的など）を満たせば、著作（権）者からの許諾を得なくてよいとする規定。
- 日常行っている著作物の利用のほとんどについて著作（権）者からの許諾が不要なのは、この権利制限規定によるもの。

主な権利制限規定

名称	条文	具体例
* 私的使用のための複製	30条1項	ビデオ録画、模写、コンビニコピーなど
図書館等における複製	31条1項	コピーサービス、保存のための複製など
引用	32条1項	批評や紹介のために文章や絵などを掲載
授業のための複製	35条1項	学校の授業の教材にするための複製
* 点字による複製等	37条1・2項	点字図書や点字データの作成、送信
* 視覚障害者等への複製等	37条3項	録音図書・拡大本等の作成、ネット配信
* 聴覚障害者等への複製等	37条の2	字幕付与・手話等への変換、貸出用字幕付ビデオの製作
* 非営利・無料の上映等	38条1項	非営利・無料による演奏・口述・上映など
* 非営利・無料の貸与	38条4項	非営利・無料による貸出し
翻訳・翻案による利用	43条	権利制限の対象行為に翻訳・翻案を追加
複製物の譲渡	47条の9	権利制限規定の目的内で譲渡OK

音訳・拡大等（その1）

- 点字図書館、公共図書館など：37条3項
 - 視覚障害者本人（+個人的なボランティア）：30条1項
 - その他：適用条文なし
- * 参考：点訳の場合 37条1・2項（誰がやっても適用あり）

音訳・拡大等（その2）

著作権法第37条第3項

視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者…の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式…により公衆に提供され、又は提示されているもの…について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

音訳・拡大等（その3）

ボランティア団体の扱いは??

「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」

⇒著作権法施行令第2条に規定あり。

音訳・拡大等（その4）

■ボランティア団体の扱い（続）

政府（高塩政府参考人）答弁（第171回国会衆議
院文部科学委員会議録第9号）H21.5.8

「拡大図書の作成などを行いますボランティア団体が、法人格を得て組織的に事業を実施でき、また、障害者の確認体制が整えられている場合には、第三十七条三項の複製主体として政令指定の対象とすることも可能と考えられるところでございます。ただ、個人や少数のグループなどによる活動を規定することは、政令としてはなかなか困難な面があるのではないかと考えております。

ただ、政令指定の対象となります公共図書館等の活動に協力するという形態をとることなどによりまして、これまで同様、ボランティアの方々が拡大図書の作成を行うことは可能でございますし、そういうことを促進してまいりたいというふうに思っております」

音訳・拡大等（その5）

■ ボランティア団体の扱い（続）

政府通達「著作権法の一部を改正する法律等について
（通知）（平成21年12月28日庁房第183号）

②なお、視覚障害者等のための録音図書や拡大写本の作成等を行おうとするボランティア団体で代表者又は管理人の定めのあるものは、一定の条件の下、後述する「政令で定める者」として文化庁長官指定を受けることも可能であること。

また、当該指定を受けていないボランティアであっても、「政令で定める者」の意思に基づき、この者の代わりに複製行為を行うことは、法第37条第3項の規定によって可能であり、また、本項の規定によらずとも、第30条第1項の規定によって、視覚障害者等本人の行う私的使用目的の複製について、ボランティアの方々がその手足として複製を行うことも可能であること。

音訳・拡大等（その6）

- ボランティア団体の扱い（続々）
 - 拡大教科書の作成の場合は別。
 - 著作権法33条の2が適用可（誰でも）。
 - 要件
 - 教科用図書に掲載された著作物を、
 - 視覚障害、発達障害等の障害のために教科用図書を使うのが困難な児童生徒の学習用に、
 - 拡大等の方法で複製することができる。
 - ただ、大半を使うときは、教科書出版社への事前通知が必要。

音訳・拡大等（その7）

■対象となる著作物

「視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）」

⇒墨字、写真、絵画、映像など

音楽、音声等は×（読み上げをダビングは○）

音訳・拡大等（その8）

■対象となる著作物

• ただし…

「当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。」

音訳・拡大等（その9）

■対象となる著作物

すなわち…

✓同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。

* 視覚障害者等の方々がそのまま使えるような形態で出版（バリアフリー出版）され、視覚障害者等の方々が入手できるのであれば、そちらを使うようにすべきという観点から設けられた制約条件

音訳・拡大等（その10）

✓同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。

• どうやって判断するか？

⇒ガイドライン第9項に、判断方法と確認手順が示されている。

1. 同じ形式のものがあっても製作してよいもの

①当該視覚著作物の一部分を提供するもの

②録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの

音訳・拡大等（その11）

- ✓同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
 - いわゆる「オーディオCD」として市販されている録音物が念頭
 - ✓読み手の俳優さんなどの解釈のもとで朗読されていることや、収録範囲が作品の一部分に留まっていたりすることが多い。
 - ✓一方、視覚障害者等のための録音図書は、あくまで、活字の本を音声により忠実に再現する形で製作されるもの。

音訳・拡大等（その12）

- ✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
- どうやって判断するか？
 - ③ 利用者の要求がDAISY形式の場合、それ以外の方式によるもの
 - ✓ たとえCDやカセットテープ、テキストデータの形式で販売などされていたとしても、DAISY形式のものを製作できることとしたもの。

音訳・拡大等（その13）

- ✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
- どうやって判断するか？
 - ④ インターネットのみでの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りでない。）

音訳・拡大等（その14）

✓同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。

1. すなわち…

インターネットからのダウンロードは、現時点では視覚障害者等にとってアクセスしにくいものがほとんどであることを踏まえたもの。

✓インターネットのみでの販売によるものについては、法第37条第3項ただし書には該当しない、すなわち、製作対象とすることができる。

✕図書館がダウンロードして利用者に貸し出すことが認められる形で流通しているもの。

音訳・拡大等（その15）

✓同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。

2. 確認の手順（ガイドライン第9項(2)）

✓ガイドライン別表3に掲げる録音図書等の出版社のホームページに掲げる製作情報等を参照。

✓その結果、同じ視覚著作物がオーディオやDAISY、大活字資料、テキストデータとして販売（予定）になれば、製作してよい、ということに。

✓テキスト化の場合は、原本や原本出版社ホームページも確認するのが無難。

音訳・拡大等（その16）

✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。

2. 確認の手順（ガイドライン第9項(2)）

✓ 「販売予定」であっても、予定日が1ヵ月以内までの場合だけを、37条3項ただし書に該当することに。

✓ 製作開始後に製作情報が掲示された場合

- 1) そのまま製作を続け、利用者への貸出しや提供を行える。
- 2) ただし、ネット配信については、販売開始時点でサーバーからの削除が必要。

音訳・拡大等（その17）

■変換方式

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」では、次のとおり定める。

（図書館が行う複製（等）の種類）

6 著作権法第37条第3項にいう「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」とは、次に掲げる方式等、視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスすることを保障する方式をいう。

録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデイジー、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

音訳・拡大等（まとめ）

- 主体：点字図書館、公共図書館、大学図書館、国立国会図書館、障害者福祉施設など（ボランティアは条件次第）
- 対象となるもの：文章、写真、絵画、映像など（音声・音楽は×）同じ変換方式のものが市販されている場合も×
- 変換方式：録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデイジー、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

点訳

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

対面朗読

- 朗読者に朗読の報酬を支払わない場合

⇒ 38条1項を適用可。

- 朗読者に朗読の報酬を支払う場合

⇒ 適用できる規定なし

対面朗読（続）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

対面朗読（続々）

（参考）「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドラインー図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料制作者との関係」（日本図書館協会, 2005年4月）

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/guideline0504.html>

⇒対面朗読は、本来図書館が自ら行うべき。職員が音訳を行う場合は問題ないが、外部の対面朗読者に依頼する場合は、図書館が行うべき事業を代行してもらうのであるから、それ相応の賃金なり謝金を支払う必要がある。

⇒著作権法38条1項ただし書との関係については、朗読だけでなく、読みの調査等の対価も入っているとの見解が取られている模様。

文字・手話への変換

- 文字：音声を文字に変換。要約すること
とも。字幕、要約筆記など。
→複製または翻案に該当。
- 手話：手話に置き換えて表現。
→複製（日本語対応手話）または翻案
（日本手話）に該当と考えられます。
- 字幕や手話を放送・ネット配信する
場合は公衆送信に該当。

文字・手話への変換（続）

•適用できそうな権利制限規定は？

–第30条第1項（私的使用のための複製）

→ボランティアの方々がその手足として行う場合に該当する？

– 第37条の2（聴覚障害者等のための複製）

- 第1号：文字や手話に置き換えたものを複製・ネット送信する場合
- 第2号：文字や手話を付加したビデオソフトなどを貸出用に製作する場合

文字・手話への変換（続々）

•適用できそうな権利制限規定は？（続）

–第38条第5項（ビデオソフト等の貸与）

→公立図書館・公立の視聴覚ライブラリでの貸出しが、補償金を支払うことで可能に。ただし、補償金の額が定まっていない（ので、運用できない状態に）。

– 第43条（翻訳・翻案による利用）

→第30条第1項も第37条の2も、翻訳・翻案まで認められている。

文字・手話への変換（続々々）

•第37条の2の適用範囲

–対象者：聴覚障害者等

–変換の対象物：聴覚著作物（演説、落語、音楽、ラジオ番組、映画、放送番組、音の出る絵本…音が入っているものはすべて対象）

–変換できる人・団体：第1号（文字・手話への変換のみ）と第2号（字幕や手話を付加したビデオソフトの貸出用の製作）とで異なる。

–市販のものは×

文字・手話への変換（続々々々）

- 第37条の2の変換ができる人・団体
 - 第1号：視聴覚障害者情報提供施設
 - 第2号：視聴覚障害者情報提供施設、大学図書館、公共図書館、学校図書館
 - * 両方とも、文化庁長官の指定もあり。
- 図書館ができるのは、第2号（字幕・手話付加ビデオソフトの貸出用の複製）だけ！

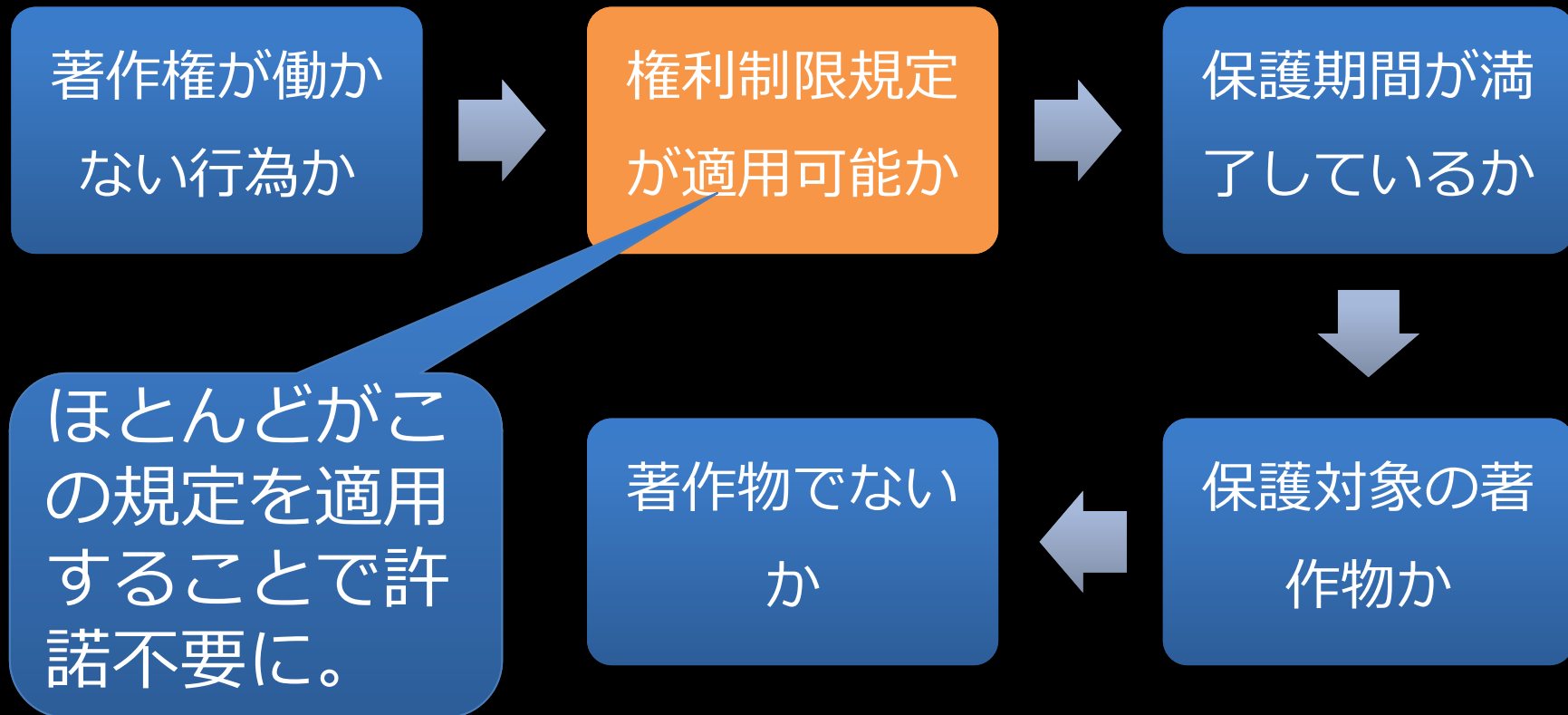
文字・手話への変換（続々々々々）

- 「手話で楽しむお話会」のような、文字から手話の置き換えは、第37条第3項で解釈可能。
- 映画の字幕を手話に変換することも同様。
→第37条第3項に「等」が入り、聴覚障害者が対象となったことによって実現！（と個人的には解釈）

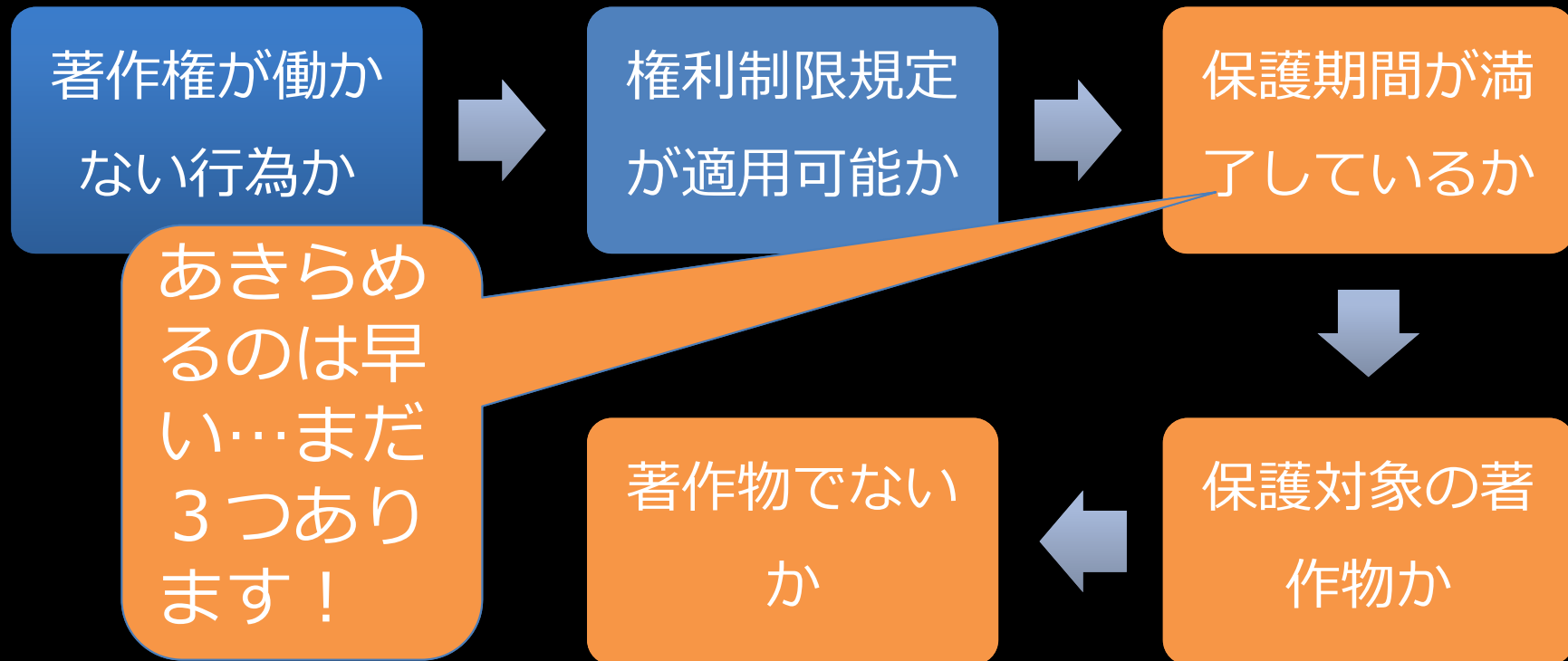
視覚障害者サービスと著作権法

権利制限規定が適用できないときは？

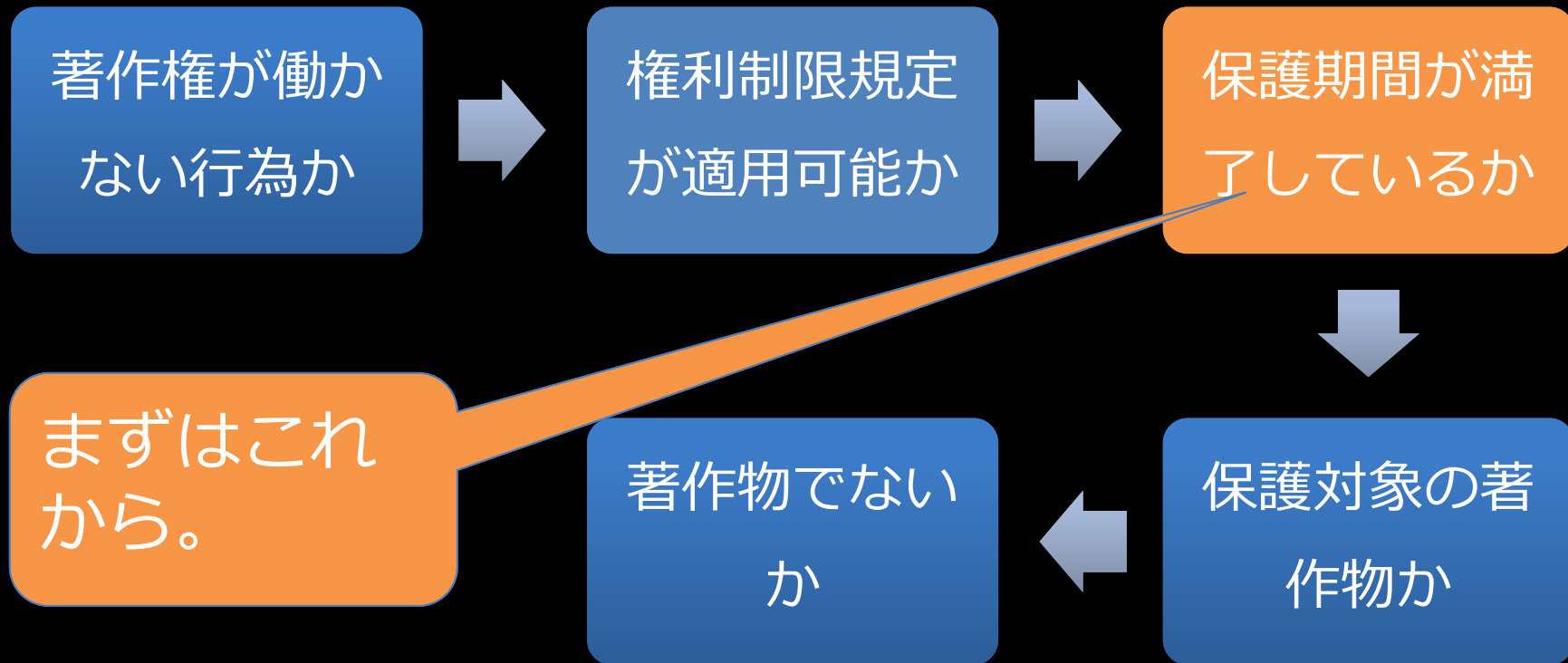
「権利制限規定」の働き



許諾が必要かのチェックリスト



許諾が必要かのチェックリスト



著作権の保護期間

実名／周知変名

無名／非周知変名／団体

創作したときから保護が開始
(無方式主義)

公表後50
年で消滅

死後50年
で消滅

映画

公表後70
年で消滅

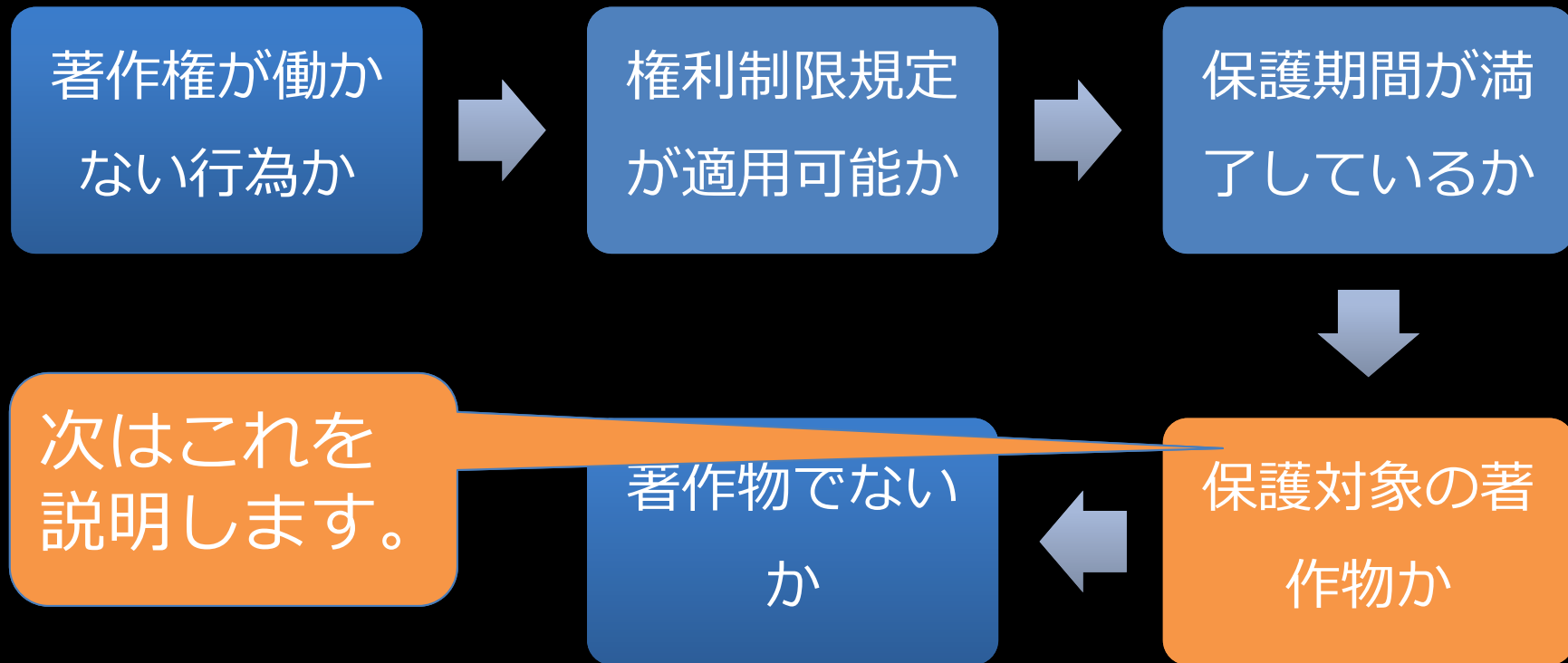
注：昭和32年以前に公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅しています。

著作権の保護期間

- 活用例：青空文庫 <http://www.aozora.gr.jp>
著作権が消滅した文学作品を中心にテキスト化を行い、無料でネットで公開するサイト。

(例) 太宰治「畜犬談—伊馬鶉平君に与える—」
吉川英治 (1892-1962)「三国志」

許諾が必要かのチェックリスト



著作権で保護されない著作物

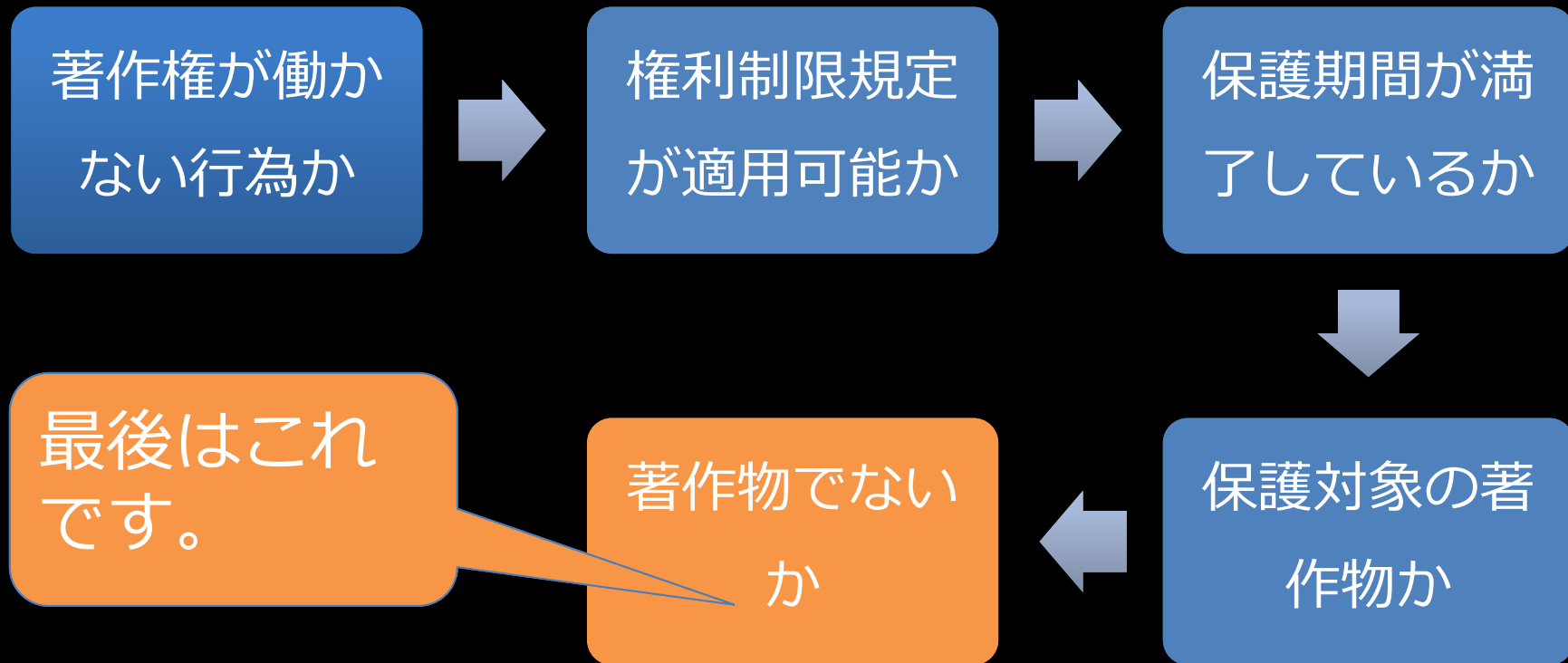
1. 公的機関作成の著作物の一部

憲法・法律、告示・通達類、裁判所等の判決、これらの公的な翻訳・編集物（著作権法13条各号）

2. 特定の国の著作物の場合

国交がない国・国際条約未加入国（北朝鮮、イラク、イラン、ウズベキスタン、サンマリノなど）の著作物（著作権法6条）

許諾が必要かのチェックリスト



著作物でないもの

① 思想又は感情を表現していないもの

客観的なデータ（人口、氏名、地名、価格、数量、書誌データ、化学式、歴史的事実、年号…）など。

② 創作的でないもの

（例） 5W1Hしか書いていないような記事
復刻・翻刻
複製画・複製写真
時系列順・50音順・条文順等、誰でも思い付くような配列でデータを並べた図表（誰が作っても同じようなものができる場合）
題号・キャッチフレーズ・スローガン（短すぎて創作性が発揮できない）

著作物でないもの(続)

② 創作的でないもの (続)

(例) あるデータを棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフ等、誰にでも思い付くような形にしただけのもの

※ 新聞の見出しの利用をめぐる争われた裁判において、ほとんどの新聞の見出しは著作物に当てはまらない(ありふれた表現のため)とした判決あり(知財高裁平成17年10月6日判決「ヨミウリ・オンライン事件控訴審判決」)。

③ 表現されていないもの

アイデア、着想など。

④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属しないもの

工業製品、服飾デザイン、工業製品、おもちゃ、型紙等

ご清聴ありがとうございました！